

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた事業所向け ～雇用調整助成金等を活用し従業員の雇用維持に努めてください～

「雇用調整助成金」は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所が従業員に対し一時的に休業等を行い雇用維持を図った場合に、支払った休業手当などの一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

申請手続きの簡素化、助成率・上限額の引き上げ、受給要件緩和等、雇用調整助成金の特例が拡充されています。

支給申請に必要な書類、申請方法、申請期限については「愛知労働局」ホームページをご覧ください。

ご相談につきましては「あいち雇用助成室」または、事業所管轄のハローワークでも受け付けています。



「愛知労働局」ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/aichiroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_121796/_120129/_120163/_120159.html



相談・問合わせ

あいち雇用助成室 ☎ 052-219-5518 ハローワーク半田 ☎ 21-0023

所得基準額・受取年金額

免除段階	所得基準額	受取年金額
全額免除	(扶養親族数+1)×35万円+22万円	2分の1が反映
3/4免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8分の5が反映
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8分の6が反映
1/4免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8分の7が反映

※納付猶予は年金額に反映されません。

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料を納め続けることで、高齢になったときの老齢基礎年金、万が一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。

申請免除

前年の所得が少ない方や失業など経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の全額もしくは一部の納付が免除されます。申請免除は、本人・配偶者・世帯主のいずれもが申請する年度の前年所得が定められた基準以下である場合に承認されます。

国民年金保険料免除・納付猶予の申請を受付します

納付猶予

50歳未満で、経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の納付が猶予されます。

※納付猶予の所得基準額は、全額免除と同じですが、世帯主の所得を除き本人と配偶者の所得のみで審査されます。

※保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受け取るための資格要件に算入されますが、受け取る年金額は少なくなります。

手続き

次の書類をお持ちのうえ、7月1日(水)から国保年金課で手続きをしてください（継続申請者は除く）。

◇年金手帳

◇印章（本人の場合は不要）

◇離職票または雇用保険受給資格者証の写し（失業により特例で申請される方のみ）

◇令和2年度所得証明書（令和2年1月2日以後転入された方のみ。前住所地発行）

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が減少された方については、免除申請できる場合がありますので、詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

問合わせ

国保年金課 ☎ 8410653